

# 協 議 事 項



京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成27年度）



第3次京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標と実績見込みについて(一覽)

※27年度実績値の一部は見込の数値です

施策	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		主な担当課
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
1 放射線物質に対する安全管理体制の強化	① 流通食品の放射線物質検査(検体/年)	127	300	300	300	300	300	300	300	300	生活衛生課
	② 府内産農水産物の放射線物質検査(検体/年)	345	382	300	300	275	300	250	250	211	食の安心・安全推進課
	③ 放射線物質に関するリスクコミュニケーションの開催(回/年)	5	10	10	10	5	10	5	10	5	食の安心・安全推進課
	④ 府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真、図表を使い紹介(回/年)	—	—	12	12	12	12	12	12	12	食の安心・安全推進課
	⑤ 府民に感心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	—	—	4	4	8	8	8	8	8	食の安心・安全推進課
	⑥ 広告知らし等を活用する「情報提供店」(店)	136	155	158	250	160	160	163	163	163	食の安心・安全推進課
	⑦ リスクコミュニケーションの開催回数(放射線物質については再掲)	5	12	15	15	11	17	17	17	17	食の安心・安全推進課
	⑧ リスクコミュニケーションの人数(人)	24	32	56	45	56	60	60	60	60	食の安心・安全推進課
	⑨ 消費者、生産者等との交流・意見交換(回/年)	4	6	5	5	5	5	5	5	5	食の安心・安全推進課
	⑩ きょうと食の安心・安全フォーラムの開催	1	1	1	1	1	1	1	1	1	食の安心・安全推進課
2 食の情報感向上に向けた情報提供の強化と府民参加の拡大	⑪ 食育推進計画作成市町村数	15	16	17	22	18	26	19	26	19	食の安心・安全推進課
	⑫ 親子研修会等の開催回数(回/年)	3	5	3	3	4	5	5	5	5	食の安心・安全推進課
	⑬ 食育を題材とした食品の安全に関する知識の向上	—	—	10	20	14	20	13	20	13	食の安心・安全推進課
	⑭ きょうと食い先生の認定数(人)	—	11	83	100	115	165	144	165	144	食の安心・安全推進課
	⑮ 食の安心・安全協働サポーターズスキルアップ研修会開催(回/年)	—	—	6	5	6	5	5	5	5	食の安心・安全推進課
	⑯ 府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数(回/年)	2	3	4	4	3	4	4	4	4	食の安心・安全推進課
	⑰ 食の安心・安全に関する啓発活動(回/年)	34	275	120	120	120	120	120	120	120	食の安心・安全推進課
	⑱ 肥料生産業者に対する立入検査数(件/年)	5	10	5	5	6	6	6	6	6	食の安心・安全推進課
	⑲ 家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽/年)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	畜産課
	⑲ 貝毒プランクトンの監視調査件数(検体/年)	750	750	750	750	750	750	750	750	750	水産課
3 監視・指導・検査の強化	⑳ 食品等の取去検査検体数(検体/年)	40	40	40	40	41	40	40	40	40	生活衛生課
	㉑ 食品衛生監視機関による立入検査回数(件/年)	842	1097	1,204	1,000	1,430	1,000	1,000	1,000	1,080	業務課
	㉒ 無承認無許可医薬品の監視(インターネットを含む。)件数(件/年)	—	—	5	5	6	5	6	5	6	食の安心・安全推進課
	㉓ 事業者向け食品表示講習会の開催(回/年)	37	36	37	45	38	50	46	50	46	食の安心・安全推進課
	㉔ 食品表示指導者数(人)	21	10	29	30	30	30	30	30	30	食の安心・安全推進課
	㉕ 食品表示における適正表示の割合(%)	82	76	85	90	70	90	89	90	89	食の安心・安全推進課
	㉖ 巡回調査における科学的検査の実施(検体/年)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	畜産課
	㉗ 全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	—	—	1	1	1	1	1	1	1	畜産課
	㉘ 全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	畜産課
	㉙ 養鶏農家モニタリング検査実施戸数(戸/月)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	畜産課
4 安心・安全の基盤づくり	㉚ 牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数(回/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	畜産課
	㉛ GAP手法導入農家数(戸)	552	650	1,037	1,250	1,120	1,500	1,170	1,500	1,170	畜産課
	㉜ 事業者による残留農薬自主検査(茶) (検体/年)	20	20	18	20	20	20	20	20	20	畜産課
	㉝ 農薬講習会の開催回数(回/年)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	食の安心・安全推進課
	㉞ 農業管理指導士の認定者数(実人数)(人)	793	815	819	800	790	850	793	850	793	食の安心・安全推進課
	㉟ 水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	水産課
	㊱ 二枚目生産者への巡回指導件数(件/年)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	水産課
	㊲ 食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数(件/年)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	生活衛生課
	㊳ 調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	63	112	117	138	129	163	138	163	138	保健体育課
	㊴ 鶏卵・鶏肉・レタ・サバ・ワカメ・ササゲ・インゲン・PR活動(回/年)	—	—	3	7	7	10	14	10	14	畜産課
安心感向上のための取組	㊵ きょうと信頼食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラムを認定する業者の数	—	—	3	6	6	6	6	6	食の安心・安全推進課	
㊶ きょうと信頼食品登録制度において現行の品質管理プログラムにより登録する事業者数(店)	52	57	60	70	63	80	64	80	64	食の安心・安全推進課	
環境に配慮した食品生産等	㊷ ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業者数(店)	—	—	1	6	3	10	5	10	5	食の安心・安全推進課
㊸ 京都こだわり農法取組面積 (ha)	409	420	470	445	511	460	511	460	511	畜産課	
㊹ エコファーマー認定件数(件)	992	1065	1,164	1,300	1,213	1,400	1,283	1,400	1,283	畜産課	
㊺ 特別栽培米の栽培面積 (ha)	784	875	900	950	1,048	1,000	1,049	1,000	1,049	畜産課	
㊻ 水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	水産課	



## ■ 数値目標の達成状況等一覧

取組内容	取組数	計画達成(100%) した取組数	(参考) 80%以上 達成
<b>1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化</b>			
(1)放射性物質に対する安全管理体制の強化	2	1 ( 50%)	2 (100%)
(2)放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	1	0 ( 0%)	0 ( 0%)
小 計	3	1 ( 33%)	2 ( 67%)
<b>2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大</b>			
(1)情報提供の強化	3	2 ( 67%)	2 ( 67%)
(2)リスクコミュニケーション等の強化	4	4 (100%)	4 (100%)
(3)食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	4	1 ( 25%)	2 ( 50%)
(4)府民参画の推進	2	2 (100%)	2 (100%)
小 計	13	9 ( 69%)	10 ( 77%)
<b>3 監視・指導・検査の強化</b>			
(1)食品衛生管理対策	7	7 (100%)	7 (100%)
(2)適正な食品表示対策	4	1 ( 25%)	4 (100%)
(3)家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	5	5 (100%)	5 (100%)
小 計	16	13 ( 81%)	16 (100%)
<b>4 安心・安全の基盤づくり</b>			
(1)安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	8	5 ( 63%)	7 ( 88%)
(2)安心感向上のための取組	4	2 ( 50%)	3 ( 75%)
(3)環境に配慮した食品生産等	4	3 ( 75%)	4 (100%)
小 計	16	10 ( 62%)	14 (88%)
合 計	48	33 ( 69%)	42 (88%)

(参考) 平成26年度末実績

取組内容	取組数	計画達成(100%) した取組数	(参考) 80%以上 達成
<b>1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化</b>			
(1)放射性物質に対する安全管理体制の強化	2	1 ( 50%)	2 (100%)
(2)放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	1	0 ( 0%)	0 ( 0%)
小 計	3	1 ( 33%)	2 ( 67%)
<b>2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大</b>			
(1)情報提供の強化	3	2 ( 67%)	2 ( 67%)
(2)リスクコミュニケーション等の強化	4	3 ( 75%)	3 ( 75%)
(3)食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	4	2 ( 50%)	3 ( 75%)
(4)府民参画の推進	2	1 ( 50%)	1 ( 50%)
小 計	13	8 ( 62%)	9 ( 69%)
<b>3 監視・指導・検査の強化</b>			
(1)食品衛生管理対策	7	7 (100%)	7 (100%)
(2)適正な食品表示対策	4	2 ( 50%)	3 ( 75%)
(3)家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	5	5 (100%)	5 (100%)
小 計	16	14 ( 88%)	15 ( 94%)
<b>4 安心・安全の基盤づくり</b>			
(1)安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	8	5 ( 63%)	8 (100%)
(2)安心感向上のための取組	4	2 ( 50%)	3 ( 75%)
(3)環境に配慮した食品生産等	4	3 ( 75%)	4 (100%)
小 計	16	10 ( 62%)	15 (94%)
合 計	48	33 ( 69%)	41 (85%)



## ■ 食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況

【平成27年度数値目標の達成(見込)状況】 全48項目のうち100%以上達成33項目(69%)

80%以上達成42項目(88%)

### 【主な施策の達成状況】

柱	取組	計画	実績	計画比	内容
1 放射性物質に 対する食品安全 管理体制の強化	①流通食品の放射性物質検査 (検体/年)	300	300	100%	府内で流通する食品の放射性物質検査を実施。
	⑦リスクコミュニケーションの開催 回数(回/年)	17	17	100%	府の施設見学を組み合わせたりリスクコミュニケーション等を、府民の関心の高いテーマで実施。
2 食の信頼感向上に 向けられた情報 提供の拡大	⑭きょうと食いく先生の認定数(人)	165	144	87%	小・中・高・大学の授業に派遣するほか、府民が気軽に府内産食材や京の食文化を学べる体験教室を開催。
	⑮食の安心・安全協働サポーター スキルアップ研修会開催(回/年)	5	5	100%	府内5箇所、現在登録している食の安心・安全協働サポーターを対象に開催。
3 監視・指導・ 検査の強化	⑳貝毒プランクトンの監視調査件数 (件/年)	20	20	100%	食中毒の原因となる貝毒の監視のため、海水中の貝毒原因プランクトンを調査・検査。
	㉑食品等の収去検査検体数 (検体/年)	750	750	100%	府内で生産・製造又は販売される食品等について、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物、放射性物質等の検査を実施。
	㉒無承認無許可医薬品の監視 (インターネットを含む。)件数 (件/年)	1,000	1,080	108%	「いわゆる健康食品」等の販売広告や店舗の監視を行い、健康被害の未然防止や違法広告を排除。
	㉓事業者向け食品表示講習会の 開催(回/年)	5	6	120%	直売所運営者等を対象に、食品表示法に基づく適正な表示の講習会を5つの地域で開催。
4 安心・安全の 基盤づくり	④〇調理作業工程表及び作業動線 図を整備している学校給食調理 場の数(か所)	163	138 ※	85%	府内学校給食調理場における衛生管理に関する研修会や巡回指導に当たり、特に調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることを重点的に指導。
	④①鶏卵・鶏肉トレーサビリティ システムPR活動(回/年)	10	14	140%	トレーサビリティの取組を推進するため、小売店や消費者に対し、トレーサビリティの重要性、有効性について情報発信した。
	④②きょうと信頼食品登録制度に おいてワンランク上の品質管理 プログラムを策定する業者の数	10	10	100%	☆☆基準の取組に意欲的な業界組合と連携し、各業種ごとの品質管理プログラムを策定します。
	④⑦特別栽培米の栽培面積(ha)	1,000	1,049	105%	「特別栽培米産地づくり事業」等の実施により、特別栽培米の生産に必要な機械の導入を支援。

※H27. 5. 1時点の調査結果に基づく

# 1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っているモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続します。

さらに、国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化します。

（併せて、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努めます。

## (1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化

**数値目標** ①【新規】 ※【新規】は、今回行動計画(H25~27)で新たに数値目標としたもの

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
流通食品の放射性物質検査 (検体/年)	127	300	計画	300	300	300
			実績	300 (計画比:100%)	300 (計画比:100%)	300 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
府内で流通する食品の放射性物質検査を実施。 基準値を超過するものは無し。						
<b>【内 訳】</b>						
一般食品： 223検体						
牛 乳： 20検体						
乳児用食品： 39検体						
飲料水： 18検体						
<b>【結 果】</b>						
全て基準値以下 HPで公表						
<b>数値目標の考え方</b>						
加工食品や子どもが口にする食品を中心に、検査機器の能力、流通状況を考慮し、専門家の意見を聞きながら、検体数を設定						
<b>参 考</b>						
食品衛生法に基づく検査						
担当課	※②食品の収去検査検体数の内数です。(再掲)					
生活衛生課						

数値目標 ②【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府内産農林水産物の放射性物質検査（検体/年）	345	382	計画	400	300	(300)※ 250
			実績	334 (計画比: 84%)	275 (計画比: 92%)	212 (計画比: 85%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p>府内の主要品目について、出荷時期、地域毎に、出荷前のモニタリング検査を計画的に実施。</p> <p>なお、当初計画では、市町村からの要望に基づく検査枠を多めに確保し、要望には全て対応したが、その実績は211検体に止まった。</p> <p><b>【内 訳】</b>            農産物：161検体            林産物：1検体            畜産物：10検体            水産物：40検体</p> <p><b>【主な品目】</b>            農産物：九条ネギ、ナス、トマト、トウガラシ、キュウリ、茶            畜産物：原乳、鶏卵            水産物：マアジ、サワラ、スルメイカ、ブリ（養殖）、トリガイ</p> <p><b>【結果】</b> 全て不検出、HPで公表</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内主要農産物50品目を、 出荷時期、地域毎に、市町村の要望を踏まえながら産地検査						
<b>参 考</b>						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課	京都府食の安心・安全推進条例第19条「緊急時の安全性調査」に基づき検査					

※（ ）は変更前の数値

(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化

**数値目標** ③【新規】

取組	23年度実績	24年度実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催（回/年）	5	1.0	計画	1.0	1.0
			実績	1.0 (計画比：100%)	5 (計画比：50%)
<b>取組内容とその効果</b>					
国や消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や運営方法を検討しながら実施					
<b>【取組内容】</b>					
◆「ふくしまの今を語る人」を招いてのリスクコミュニケーション (国及び消費者団体と連携開催)					
城陽市 10月28日					
福知山市 10月30日					
◆京都光華女子大学生への講座 7月13日					
◆近畿地区生協・行政合同会議 8月25日					
◆食の安心・安全フォーラム 1月30日					
<b>数値目標の考え方</b>					
消費者の放射性物質に対する関心の動向を踏まえ、国、消費者団体等と連携し、内容を工夫して開催。					
<b>参 考</b>					
担当課					
食の安心・安全推進課					

## 2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化します。

併せて、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の増加に努め、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

また、リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進します。

### (1) 情報提供の強化

#### 数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真、図表を使い紹介(回/年)	—	—	計画	12	12	12
			実績	12 (計画比: 100%)	12 (計画比: 100%)	12 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
府の施策や行事の最新情報をHP（「食の安心・安全きょうと」）に逐次掲載。毎月1回点検を行い、必要な情報は掲載、更新。 4～8月 8項目 9月～3月 17項目 〈主な掲載情報〉						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府食の安心・安全行動計画（平成28～30年度）の意見募集</li> <li>・食品中の放射性物質の安心・安全について～「ふくしまの今を語る人」を迎えて～の開催</li> <li>・平成28年度食品衛生監視指導計画（案）への意見募集</li> <li>・冬季食中毒注意報の発令について</li> </ul>						
緊急を要する場合には、広報課と連携し、府ホームページのトップページに掲載するなど、府の施策をタイムリーに発信することに努めた。						
さらに、情報が検索しやすくなるよう「食の安心・安全きょうと」のトップページを改善した。						
<b>【課題】</b>						
引き続き、情報を分かりやすくするようHPの見直しを行う。						
<b>数値目標の考え方</b>						
毎月ホームページを更新し、最新の情報を提供します。						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	—	—	計画	4	8	12
			実績	4 (計画比:100%)	8 (計画比:100%)	12 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            府民からの依頼を受け、「出前語らい」等により、食の安心・安全をテーマに情報提供を行った。</p> <p>日・場所 平成27年8月10日 亀岡市            テーマ 食品表示法で食品表示のここが変わる！！            対象 府内直売所開設者・関係者 100名</p> <p>日・場所 平成27年11月25日 宇治市            テーマ お茶の表示について            対象 茶業界関係者等 90名</p> <p>日・場所 平成27年12月8日 京都市            テーマ 食肉・食肉加工品の表示について            対象 食肉業界関係者等 30名</p> <p>日・場所 平成27年12月9日 与謝野町            テーマ 食品表示について～どう変わる？新制度～            対象 食生活改善推進員等 20名</p> <p>日・場所 平成28年1月24日 京都市            テーマ 水産物・水産物加工品の表示について            対象 水産業界関係者等 28名</p> <p>その他            テーマ 「食品表示法」、「食の安心・安全」など 7回            対象 府民、食品事業者等 256名</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内各地で開催し、きめ細かい情報を提供します。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
広告チラシ等 を活用する 「情報提供店」 (店)	136	155	計(累計) 画	200店	250店	300店
			実(累計) 績	158店 (計画比:79%)	160店 (計画比:64%)	163店 (計画比:54%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 各店舗や系列店本部に「食の安心・安全豆知識」などを情報提供し、企業HP、広告チラシ等での活用を促した。 情報提供店の増加に向けて、関係団体への協力依頼に努めており、店舗の登録に至っていない。</p> <p><b>【課題と今後の取組】</b> 新規店舗の開店等により、163店となった。 普段、インターネットを利用しない府民に対して情報提供するため、業種別団体と効果的な取り組み方法についての検討を行う。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
情報提供店での活用実態や意向を把握し、改善を図りながら登録増を図ります。						
<b>担当課</b>	<b>参 考</b>					
食の安心・安全推進課	<p>食の安心・安全協働サポーターに対する資料送付を行った。 提供情報「食の安心・安全まめ知識」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「機能性表示食品」制度が始まりました！</li> <li>・食品の栄養成分表示について</li> <li>・食塩相当量の目標値が下がったこと知ってましたか？</li> <li>・なぜバナナは緑色のまま輸入するの？</li> <li>・冬になるとよく耳にする「ノロウイルス」ってどのようなもの？</li> </ul>					

(2) リスクコミュニケーション等の強化

数値目標 ⑦

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
リスクコミュニケーションの開催回数 ① (1) ② (4) テーマ：放射性物質以外 *①	5	12 ① (2) ② (10)	計画	15 ① (5) ② (10)	15 ① (5) ② (10)	17 ① (7) ② (10)
			実績	15 ① (5) ② (10) (計画比: 100%)	11 ① (6) ② (5) (計画比: 73%)	17 ① (12) ② (5) (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
テーマ：放射性物質【再掲】 *②	<p>府民の要望に対応して開催した府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション(20名までの小規模で開催)や国、消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や運営方法を検討しながら実施</p> <p><b>【取組内容】</b></p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション                     <ul style="list-style-type: none"> <li>丹後農業研究所 8月26日</li> <li>海洋センター 10月23日</li> <li>茶業研究所 11月16日</li> </ul> </li> <li>出前語らい                     <ul style="list-style-type: none"> <li>「農薬の安全使用」等をテーマに9回開催</li> </ul> </li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ふくしまの今を語る人」を招いてのリスクコミュニケーション(国及び消費者団体と連携開催)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>城陽市 10月28日</li> <li>福知山市 10月30日</li> </ul> </li> <li>京都光華女子大学生への講座 7月13日</li> <li>近畿地区生協・行政合同会議 8月25日</li> <li>食の安心・安全フォーラム 1月30日</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>前年度までの実情を活かし、28年度はターゲットを明確に開催するなど実施方法を工夫する必要がある。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>放射性物質以外：府民からの要望によるリスクコミュニケーションを京都市内で3回、府内4地域で各1回開催。(計7回)</p> <p>放射性物質：消費者の放射性物質に対する関心の動向を踏まえ、国、消費者団体等と連携し、内容を工夫して開催。</p> <p>府民要望の「出前語らい」に積極的対応。(計10回)</p>						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						



数値目標 ⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
リスクコミュニケーター の人数(人)	24	32	計(累計 計画)	37	45	(50)※ 60
			実(累計 績)	56 (計画比:151%)	56 (計画比:124%)	60 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【効果】</b> 府が開催する行事への参加や身近な人を巻き込んだ地域でのリスクコミュニケーション(府職員の出前語り等)の開催などに取り組んでいただいている。 26年度に、京都府が開催する講演会等に協力いただいた。</p> <p><b>(参考)</b> 府との協働活動実績 平成26年8月25日 食品中の放射線物質に関するリスクコミュニケーション 3名 平成27年2月 2日 安全な食品選択のための消費者&amp;事業者フォーラム 1名</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
リスクコミュニケーターの活動支援に努めるとともに、食の安心・安全協働サポーターのうち希望者に対し、研修及び登録を行う。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

※ ( ) は変更前の数値

数値目標 ⑨

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
消費者、生産者等との交流・意見交換 (回/年)	4	6	計画	5	5	5
			実績	5 (計画比: 100%)	5 (計画比: 100%)	5 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
<p>①山城管内 (城陽市)</p> <p>テーマ 生産者、直売所職員と消費者の意見交換</p> <p>日時 平成27年10月17日</p> <p>参加者 消費者、生産者、直売所職員、JA職員等 59名</p> <p>概要 ・生産現場視察・収穫体験(寺田あらすいも) ・直売所(「五里五里市」:城陽市)の見学</p> <p>②中丹管内 (福知山市、綾部市)</p> <p>◇テーマ 安全で美味しいジビエの調理と衛生管理について</p> <p>日時 平成27年6月10日</p> <p>参加者 ジビエ*の供給者、飲食業者等 21名</p> <p>概要 ・食肉処理方法と衛生管理の講演 ・調理実演</p> <p>*ジビエ:狩猟によって、食材として捕獲された野生鳥獣の肉</p> <p>◇テーマ 摂食行動と健康寿命〜フードファディズムに気をつけよう〜</p> <p>日時 平成27年10月20日</p> <p>参加者 消費者、関係機関等 80名</p> <p>概要 健康づくりに関する講演</p> <p>③南丹管内 (南丹市)</p> <p>テーマ 農家民宿等における食物アレルギー対策</p> <p>日時 平成27年8月28日</p> <p>参加者 農家民宿・農村民泊取組農家、関係機関等 35名</p> <p>概要 食物アレルギー対策の講演</p> <p>④丹後管内 (京丹後市)</p> <p>テーマ 地域と協働した安心・安全・こだわりのモノづくり</p> <p>日時 平成28年3月11日</p> <p>参加者 農山漁村女性グループ、食生活改善推進員、女性農業委員、女性農業士等43名</p> <p>概要 ・地元食材と丹後産の酢を使った料理実習 ・食品事業者からの講演及び意見交換</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内5か所で開催します。						
<b>参 考</b>						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑩

取組	23年度実績	24年度実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
きょうと食の安心・安全フォーラムの開催(回/年)	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p><b>【取組内容】</b>  「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者及び「京のブランド産品」生産者が、安心・安全な食品生産の取組について説明し、試食を交えながら消費者との意見交換を行った。  きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会※を組織し、開催。</p> <p>日時 平成28年1月30日(土)  参加者 府民 56名  概要 ・京都府における食の安心・安全の取組について  ・きょうと信頼食品登録事業者、京のブランド産品生産者による安心・安全の取組事例紹介  ・参加者、報告者等による意見交換</p> <p><b>【効果】</b>  (参加者の感想)  ○食品関連事業者の話を直接聞くことができ、とてもいい勉強になった。特に、試食をすることで、話の内容が身近に感じられて良かった。  ○食品関連事業者の方が、食の安心・安全に一生懸命取り組んでおられるのがよく分かった。</p> <p><b>【課題】</b>  今年度は、参加者の幅を若年層にも広げるため土曜日開催としたが、十分な効果がなかった。  来年度に向けて開催方法の見直しが必要。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
毎年度1回、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、消費者と事業者の相互理解を深めます。					
<b>参 考</b>					
担当課	※構成団体：				
食の安心・安全推進課	京都府農業協同組合中央会、一般社団法人京都府食品産業協会、京都府生活協同組合連合会、NPO法人コンシューマーズ京都、京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会、京都府				

(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上

数値目標 ①

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食育推進計画 作成市町村数 (市町村)	15	16	計 画 (累計)	18	22	26
			実 績 (累計)	17 (計画比:94%)	18 (計画比:82%)	19 (計画比:73%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            市町村に対して、関連する健康増進計画、地産地消計画等の作成に併せて食育推進計画の作成指導するなど、状況に応じて個別に支援。            府内市町村等食育担当課長会議（8月26日）を開催し、情報交換を実施。            参加者 19市町から31名出席            [結果] 今年度1市（亀岡市）が策定</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
全市町村の食育推進計画策定を目指します。						
<b>参 考</b>						
担当課	第2次京都府食育推進計画の政策目標					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑫

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
親子研修会等の開催回数 (回/年)	3	5	計画	3	3	5
			実績	3 (計画比: 100%)	4 (計画比: 133%)	5 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            こども向け食の安心・安全啓発資料を作成し、研修会を開催            海洋センター 7月24日 150名            農林センター 7月30日 100名            南丹保健所 7月30日 40名            南丹広域振興局 8月3日 30名            中丹家畜保健衛生所 8月6日 50名</p> <p>共通トピックス「暑い季節は『かび』にも注意!」「動物に使う薬のこと、知っていますか?」に加え、各公所において独自に話題提供。</p> <p><b>【効果】</b>            参加者アンケートにおいて、「子どもとともに食の安心・安全に関する基礎的な知識を体得できてよかった。」などの感想が多くあった。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
できるだけ多くの府民の皆様に参加していただけるよう府内5か所、各1回開催することを目標にしています。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑬【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食農 体験農場の登 録数	—	10	計 画 (累計)	15	20	20
			実 績 (累計)	10 (計画比: 67%)	14 (計画比: 70%)	13 (計画比: 65%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>                      野菜などの栽培体験ができる食農体験農場を登録し、ホームページなどで府民へ情報発信。                      体験できる農場数が拡大できるよう、可能性のある農場への声かけを行っている。</p> <p><b>【結 果】</b>                      1農場(山城地域)を新規登録。(見込み)</p> <p>*きょうと食農体験農場                      将来を担う子どもたちが五感を使った野菜等栽培体験を通して食や命の大切さを学べる市民農園を登録するもので、要件として、①指導者がいること、②食育プログラムの整備がされていることで、「きょうと食いく先生」など地域の食育指導者と連携して推進</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内5地域各4農場以上を目標としています。						
<b>参 考</b>						
「明日の京都」及び第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プランの政策目標						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑭【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食いく先生の認定数(人)	-	11	計(累計)画	50	100	(100)※
			実(累計)績	83 (計画比:166%)	115 (計画比:115%)	144 (計画比:87%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>○認定制度を立ち上げた平成24年度に11名、25年度に72名、26年度に32名、27年度は29名を認定。計144名。</p> <p>○きょうと食いく先生の派遣等活動状況(平成26年度)          小中学校等 108回(計115名) <i>67.14.57回</i>          ※平成27年度実績は、3月末に集計予定</p>						
<p><b>【効果】</b></p> <p>子どもたちが農林水産業や料理の専門家から、直接話を聞いたり指導が受けられる新鮮な機会であり、子どもたちの興味を引き出す効果的な取組として学校から評価を得ている。</p> <p>子どもたちからは、「これまで食べられないものが食べられるようになった」「自分でもつくってみたい」などの感想が寄せられているほか、食いく先生にとっても子どもたちの反応がやりがいにつながっている。</p> <p>* 「きょうと食いく先生」          学校等と連携して、五感を使った食育(農作業や調理体験など)を体系的に指導する社会人講師</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>府内5地域でバランスよく人材確保できるよう、20名ずつ以上を目標としています。</p> <p>※平成30年度までに全中学校区(公立173校)で1名の食いく先生を養成する目標を早期達成するため、165名に上方修正しています。</p>						
<b>参 考</b>						
担当課	第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プラン					
食の安心・安全推進課	の政策目標					

※ ( ) は変更前の数値

(4) 府民参画の推進

数値目標 ⑬【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画														
			25年度	26年度	27年度												
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会開催(回/年)	—	—	計画	5	5	5											
			実績	6 (計画比: 120%)	6 (計画比: 120%)	5 (計画比: 100%)											
<b>取組内容とその効果</b>																	
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>「食の安心・安全協働サポーター」を対象に府内5カ所で開催。 また、食の安心・安全に関するミニ知識やイベント開催に係る資料送付等も行い、身近な人への食の安心・安全情報提供など府民参画の取組への協力をいただいている。</p> <p>〈開催状況〉</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">10月20日(亀岡)</td> <td style="text-align: right;">32名</td> </tr> <tr> <td>11月9日(福知山)</td> <td style="text-align: right;">12名</td> </tr> <tr> <td>11月20日(宮津)</td> <td style="text-align: right;">5名</td> </tr> <tr> <td>11月24日(宇治)</td> <td style="text-align: right;">10名</td> </tr> <tr> <td>12月7日(京田辺)</td> <td style="text-align: right;">14名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">73名</td> </tr> </table> <p>〈研修内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇食品表示法の解説 概要及び機能性表示食品について</li> <li>◇食品表示の作成実習</li> </ul> <p>※消費生活安全センターや保健所とも連携して実施。</p>						10月20日(亀岡)	32名	11月9日(福知山)	12名	11月20日(宮津)	5名	11月24日(宇治)	10名	12月7日(京田辺)	14名	計	73名
10月20日(亀岡)	32名																
11月9日(福知山)	12名																
11月20日(宮津)	5名																
11月24日(宇治)	10名																
12月7日(京田辺)	14名																
計	73名																
<b>数値目標の考え方</b>																	
府内5カ所、それぞれ年1回程度開催することを目標にしています。																	
<b>参 考</b>																	
<b>担当課</b>																	
食の安心・安全推進課																	



数値目標 ⑯【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数（回／年）	2	3	計画	4	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	3 (計画比: 75%)	4 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
府内の消費者団体や関係課とテーマ毎に意見交換会を開催し、施策、取組への反映を図っている。						
実施結果						
◇開催日 平成27年10月2日 テーマ 食品表示法について(1)※						
◇開催日 平成27年10月21日 テーマ 京都府食の安心・安全行動計画(平成28~30年度)について						
◇開催日 平成28年2月5日 テーマ 京都府食品衛生監視指導計画及びHACCPの普及について						
◇開催日 平成28年3月23日 テーマ 食品表示法について(2)						
<b>数値目標の考え方</b>						
おおむね四半期ごとに1回ずつ意見交換会を開催し、府の施策や取組に反映します。						
<b>参 考</b>						
府内消費者団体						
京都府生活協同組合連合会、NPO法人コンシューマーズ京都、NPO法人京都消費生活有資格者の会、京都府連合婦人会、新日本婦人の会京都府本部、住みよい京都を作る婦人の会、NPO法人使い捨て時代を考える会、京都市地域女性連合会、京都市消費者モニター等経験者の会						
※ 本年度から、京都くらしの安心・安全ネットワーク消費者教育チームに参画し、次の団体にも参加を呼びかけて開催。 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク、 京都司法書士会、京都府金融広報委員会、京都府教育委員会 NPO法人日本フィナンシャル・プランナーズ協会京都支部 他						
担当課	食の安心・安全推進課					

### 3 監視・指導・検査の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で情報共有、連携して実施します。

また、輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化します。

食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を行います。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底します。

(1) 健康被害防止への対応

(2) 食品衛生管理対策

#### 数値目標 ⑰【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬使用者に対する使用実態調査（件／年）	34	275	計画	120	120	120
			実績	120 (計画比：100%)	120 (計画比：100%)	120 (計画比：100%)
			<b>取組内容とその効果</b>			
<p><b>【取組内容】</b> 府内の農業改良普及センターが、対象作物、地域等の重点目標を定め、定期的に毎月2件、生産者の農薬使用状況を調査。 なお、27年度は、普及センター毎に調査対象品目を選定し、重点的に調査・指導し、不適正な事例は認められなかった。</p> <p><b>【効果】</b> 生産段階での農薬適正使用の徹底により不適正な事例の未然防止が図られている。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内5地域で24件ずつ調査を行います。						
<b>担当課</b>	<b>参 考</b>					
食の安心・安全推進課	主な調査対象品目 京都・乙訓：水稲、ホウレンソウ、花菜 山城：茶、エビイモ、シュンギク 南丹：小豆、エダマメ、カブ 中丹：ネギ、水菜、ダイコン 丹後：ネギ、カボチャ、エダマメ					

数値目標 ⑱

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																								
			25年度	26年度	27年度																						
肥料生産業者 に対する立入 検査数(件/ 年)	5	10	計画	5	5	5																					
			実績	5 (計画比:100%)	6 (計画比:120%)	7 (計画比:140%)																					
<b>取組内容とその効果</b>																											
<p><b>【取組内容】</b> 肥料生産業者に対して、肥料取締法に基づく監視指導を実施。</p> <p>〈実施状況〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公 所 等</th> <th>所 在 地</th> <th>実 施 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本 庁</td> <td>京丹後市</td> <td>11月13日</td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>1月 6日</td> </tr> <tr> <td>山 城</td> <td>宇治田原町</td> <td>3月23日</td> </tr> <tr> <td>南 丹</td> <td>京丹波町</td> <td>3月23日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中 丹</td> <td>福知山市</td> <td>3月17日</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>3月23日</td> </tr> <tr> <td>丹 後</td> <td>与謝野町</td> <td>8月 7日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(結 果) ・いずれの事業場も不適正な事項は見られなかった。</p> <p><b>【効果】</b> 府内で生産される普通肥料、特殊肥料について、品質等の保全が図られている。</p>						公 所 等	所 在 地	実 施 日	本 庁	京丹後市	11月13日	南丹市	1月 6日	山 城	宇治田原町	3月23日	南 丹	京丹波町	3月23日	中 丹	福知山市	3月17日	綾部市	3月23日	丹 後	与謝野町	8月 7日
公 所 等	所 在 地	実 施 日																									
本 庁	京丹後市	11月13日																									
	南丹市	1月 6日																									
山 城	宇治田原町	3月23日																									
南 丹	京丹波町	3月23日																									
中 丹	福知山市	3月17日																									
	綾部市	3月23日																									
丹 後	与謝野町	8月 7日																									
<b>数値目標の考え方</b>																											
府内5地域において、比較的大規模な事業場を1件ずつ検査します。																											
担当課	参 考																										
食の安心・安全推進課																											

数値目標 ⑱

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
家畜伝染病予 防法に基づく 検査実施頭羽 数(千頭羽/年)	20	20	計 画	20	20	20
			実 績	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し家畜伝染病について、定期的に検査を行っている。            3月末までに、計画どおり20千頭羽の検査を実施し、全て陰性を確認。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
家畜伝染病予防法に基づく牛、豚、鶏等対象となる家畜の定期検査の頭羽数を目標にしています。						
担当課	参 考					
畜産課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
貝毒プランク トン等の監視 調査件数 (件/年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	20 (計画比:100%)	20 (計画比:100%)	20 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            食中毒の原因となる貝毒の発生状況の監視のため、プランクトン調査又はELISA検査を、二枚貝生産海域においては周年で月1回の頻度、重要養殖貝出荷時期である4～7月においては更に2カ所で月1回の頻度の合計20回実施。            調査に基づく貝毒原因プランクトンの出現状況や二枚貝に蓄積された毒量についての監視結果を、漁業者に情報提供し、毒化の危険性について注意喚起することで、貝毒検査を促し、毒化二枚貝が流通しないよう、食の安心・安全の確保に努めた。</p>						
<p><b>【効果】</b>            平成27年4月以降、「丹後とり貝」や「育成岩がき」などの二枚貝が数多く出荷されているが、毒化した二枚貝の流通や食中毒は発生していない。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
周年監視(1回/月) 1ヶ所=12回 重要養殖貝出荷時期(4～7月 1回/月) 2ヶ所= 8回 合計 20回						
担当課	参 考					
水産課	<p>トリガイなどの二枚貝は、水中のプランクトンを食べて成長する。プランクトンの中には微量ながら毒を含有する種類があり、このプランクトンを二枚貝が食べることで、二枚貝中に毒が蓄積される(貝毒)。            貝毒原因プランクトンの種類は明らかになっているため、海域に分布するプランクトンを調査することで、その海域に生育する二枚貝が毒化している可能性をある程度判断することが出来る。            また、ELISA検査法により、実際に二枚貝に蓄積した毒量を簡易的に把握することが出来る。</p>					

数値目標 ②

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品等の収去 検査検体数 (検体/年)	750	750	計画	750	750	750
			実績	750 (計画比:100%)	750 (計画比:100%)	750 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            府内で生産・製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）等について、保健環境研究所や拠点保健所（山城北、南丹及び中丹西保健所）において、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物、放射性物質等の検査を実施。</p> <p><b>【結果】</b>            「枝豆」1検体から、食品衛生法で規定する残留基準（一律基準0.01ppm）を超過する農薬（チアクロプリド：殺虫剤）を検出(0.04ppm)したため、回収命令を行った。            なお、当該違反については、健康被害をきたす量ではなく、実際にも健康被害は無かった。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
食品に対する不安や食品事故を考慮し、専門家の意見を聞きながら継続して検査します。						
<b>参 考</b>						
<b>収去検査</b>						
担当課	食品衛生法に基づき、保健所などの食品衛生監視員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査					
生活衛生課						

数値目標 ②

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品衛生監視 機動班による 立入検査回数 (件/年)	40	40	計画	40	40	40
			実績	40 (計画比:100%)	41 (計画比:103%)	40 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> HACCP施設や大規模製造施設等に対して、食品衛生監視機動班を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査等を実施。</p> <p><b>【結果】</b> 食品衛生上、特に問題となる事項は無し。</p> <p><b>【効果】</b> きめ細かく指導することにより、事故や違反食品発生の未然防止を図ることができる。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
大規模食品製造施設、HACCP施設、大規模食鳥処理施設、と畜場等を対象（南部20回、中部10回、北部10回）						
<b>参 考</b>						
<b>食品衛生監視機動班</b>						
担当課	食品衛生法に基づき認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設などを対象に、専門的な監視指導を実施するため、複数の保健所の食品衛生監視員で構成する機動的な組織					
生活衛生課						

数値目標 ②③

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																				
			25年度	26年度	27年度																		
無承認無許可 医薬品の監視 (インターネットを含む) 件数(件/年)	842	1,097	計画	1,000	1,000	1,000																	
			実績	1,204 (計画比:120%)	1,430 (計画比:143%)	1,080 (計画比:108%)																	
<b>取組内容とその効果</b>																							
<p><b>【取組内容】</b> 「いわゆる健康食品」等の販売広告(インターネット販売を含む。)や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反が疑われる不適正な広告など、「いわゆる健康食品」が確認されれば、立入検査等により実態を把握し、当該広告内容の削除や修正、必要に応じ、商品の販売中止や報告書徴収等(事業者の所在が他府県の場合は通報)を指導</p> <p><b>【効果】</b> これらにより、一般消費者に医薬品に対する不信感を生じさせたり、正しい医療を受ける機会の逸失による疾病の悪化等、保健衛生上の危害発生の回避に繋げている。 ※ 27年度については、危険ドラッグ販売関係のインターネットサイトが減少したことに伴い26年度に比べて監視件数が減少した。</p> <p style="text-align: center;">▼広告等の修正・削除等の実施状況</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>25年度</td> <td>直接指導</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他府県への通報</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>直接指導</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他府県への通報</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>直接指導</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他府県への通報</td> <td>1件</td> </tr> </table>						25年度	直接指導	4件		他府県への通報	3件	26年度	直接指導	2件		他府県への通報	2件	27年度	直接指導	2件		他府県への通報	1件
25年度	直接指導	4件																					
	他府県への通報	3件																					
26年度	直接指導	2件																					
	他府県への通報	2件																					
27年度	直接指導	2件																					
	他府県への通報	1件																					
<b>数値目標の考え方</b>																							
第2次行動計画で21年度実績427件の2倍に強化した目標を維持します。																							
<b>参 考</b>																							
医薬品、医療機器等法第55条第2項(無承認無許可医薬品の販売・授与等の禁止)、第68条「承認前医薬品等の広告禁止」等に基づき指導																							
担当課																							
薬務課																							



(3) 適正な食品表示対策

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																						
			25年度	26年度	27年度																				
事業者向け食品表示講習会の開催 (回/年)	—	—	計画	5	5	5																			
			実績	5 (計画比: 100%)	6 (計画比: 120%)	6 (計画比: 120%)																			
<b>取組内容とその効果</b>																									
<p><b>【取組内容】</b> 直売所運営者等を対象に、平成27年4月1日から施行された「食品表示法」で定められている食品表示について、健康福祉部及び府民生活部と連携して実施。</p> <p><b>実施状況</b></p> <p>① 消費者庁からの講師による講習会 (京都市と共催) 平成27年7月21日 参加者 189人</p> <p>② 京都府職員による講習会</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【本庁】</td> <td style="width: 30%;">平成27年 8月25日</td> <td style="width: 20%;">参加者</td> <td style="width: 20%;">8人</td> </tr> <tr> <td>【山城局】</td> <td>平成27年 9月15日</td> <td>〃</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>【南丹局】</td> <td>平成27年12月10日</td> <td>〃</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>【中丹局】</td> <td>平成28年 3月 9日</td> <td>〃</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>【丹後局】</td> <td>平成28年 1月15日</td> <td>〃</td> <td>39人</td> </tr> </table>						【本庁】	平成27年 8月25日	参加者	8人	【山城局】	平成27年 9月15日	〃	46人	【南丹局】	平成27年12月10日	〃	11人	【中丹局】	平成28年 3月 9日	〃	17人	【丹後局】	平成28年 1月15日	〃	39人
【本庁】	平成27年 8月25日	参加者	8人																						
【山城局】	平成27年 9月15日	〃	46人																						
【南丹局】	平成27年12月10日	〃	11人																						
【中丹局】	平成28年 3月 9日	〃	17人																						
【丹後局】	平成28年 1月15日	〃	39人																						
<b>数値目標の考え方</b>																									
府内5か所で1回ずつ開催することを目標としています。																									
<b>参 考</b>																									
担当課	関係法の担当課																								
食の安心・安全推進課	食品表示法																								
	品質事項：食の安心・安全推進課 衛生事項：生活衛生課 保健事項：健康対策課 景品表示法：消費生活安全センター																								
経過措置期間終了（平成31年度）までに、関係部局と連携しながら、府内一円の事業者及び消費者に対し、計画的・戦略的にきめ細かく普及・啓発を行います。																									

数値目標 ②⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品表示指導者数(人)	37	36	計画(累計)	40	45	50
			実績(累計)	37 (計画比: 93%)	38 (計画比: 84%)	46 (計画比: 92%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            食品製造事業者、業種組合と連携して指導者を認定。認定後も研修会を年2回実施し、フォローアップを行っている。            6月及び10月に食品表示指導者養成研修を開催。8名を新たに登録。            ※4名が認定のための研修を受講中。(翌年度に認定見込)</p> <p><b>【効果】</b>            食品表示指導者を核として、企業内及び業界全体の食品の適正表示及びコンプライアンスの意識の向上に努めている。</p> <p><b>(参考)</b> 食品表示指導者等を対象としたフォローアップ研修            ◇日時 平成27年6月16日(火)            場所 京都市内            内容 「食品表示法(食品表示基準)について」            講師 株式会社角野品質管理研究所 代表取締役 角野 久史 氏            参加者 65名(食品製造・表示に携わる現場責任者等)</p> <p>◇日時 平成27年10月13日(火)            場所 京都市内            内容 ①現場担当者により良いコミュニケーションについて            ②食品表示法についての事業者の取組みについて            講師 株式会社角野品質管理研究所 代表取締役 角野 久史 氏            参加者 40名(食品製造・表示に携わる現場責任者等)</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
食品表示の適正化とコンプライアンス(法令遵守)に関する意識向上に向け、25業種で2名ずつに増やすことを目標としています。						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ②⑥【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品表示における科学的検査の実施（検体/年）	21	10	計画	30	30	30
			実績	29 (計画比: 97%)	30 (計画比: 100%)	27 (計画比: 90%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>「はちみつ」の原材料、「袋詰精米」に品種及び「黒大豆」の原産地表示について、買上検査し、信ぴょう性を確認。</p> <p>〈分析結果及びその後の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はちみつ（9検体）－ すべて「疑義なし」</li> <li>・袋詰精米（11検体）－ 9検体「疑義なし」 2検体において精米事業者の品質管理の不十分が認められたため、改善を指導</li> <li>・黒大豆（7検体）－ すべて「疑義なし」</li> </ul> <p>〈品目選定の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内・府内で過去に違反事例のあるもの」</li> <li>・「京都産ブランド農林水産物の信頼確保」</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p><b>【効果】</b></p> <p>実施結果等はHPで公表し、事業者の啓発に活用 府内産農林水産物のブランドに対する信頼を確保</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
産地偽装事件の発生などの状況に応じて、検査を行うことが効果的と考えられる食品について、3品目10検体程度の検査を実施します。						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ②⑦【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度)	27年度	
巡回調査における適正表示の割合 (%)	82	76	計画	85	90	90
			実績	85 (計画比: 100%)	70 (計画比: 78%)	89 (計画比: 99%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 京都市内及び各広域振興局単位で関係機関が連携し、スーパー・小売店等約300店舗を選定し、それぞれ年間60店舗程度に対して、原産地表示の欠落等の不適正表示の有無についてパトロールを実施。</p> <p><b>【効果】</b> 小売段階での適正表示の啓発・周知が図れている。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
名称や原産地などが表示されている商品数が80%以上の店舗の割合を、平成26年度までに90%とします。(「農林水産京カプラン」)						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
全養鶏農家等 (千羽以上)への 巡回指導回数 (回/年)	4	4	計 画	4	4	4
			実 績	4 (計画比:100%)	4 (計画比:100%)	4 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>                      高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生動物の侵入防止等伝染病の侵入防止対策の点検を行う。                      3月までに延べ232戸を巡回し、点検を実施しました。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
四半期毎に巡回指導することを目標にしています。 (対象:千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)						
<b>参 考</b>						
担当課						
畜産課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
全養鶏農家等 (千羽未満)への 巡回指導回数 (回/年)	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>鳥インフルエンザウイルスを運ぶとされている渡り鳥の本格的な渡りのシーズン前(9月~10月)に、千羽未満の小規模飼養者に対しても全戸を巡回し、野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行う。</p> <p>小規模鶏飼養者における疾病予防の意識を向上させ、鶏舎等の侵入防止対策の徹底を呼びかけることで鳥インフルエンザの発生を予防しました。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽未満飼養の養鶏農家及び自家用家きん飼養者全戸(648戸))</p>					
<b>参 考</b>					
担当課					
畜産課					

数値目標 ③〇

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月12戸	毎月12戸	計画	毎月12戸	毎月12戸	毎月12戸
			実績	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、府内の4家畜保健衛生所ごとに3戸の農場を指定しウイルス検査・抗体検査を毎月実施。全て陰性を確認しました。</p> <p><b>【効果】</b> モニタリング検査を継続することで、農家にウイルスの侵入が無いことの確認と地域におけるウイルスの動向を監視しています。 鳥インフルエンザの早期発見により、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。						
<b>参 考</b>						
担当課						
畜産課						

数値目標 ③

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
養鶏農家全戸 鶏抗体検査実 施回数 (回/ 年)	4	4	計 画	4	4	4
			実 績	4 (計画比:100%)	4 (計画比:100%)	4 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、千羽以上を飼養する全ての養鶏農家において、年4回鶏から採血して、抗体検査を実施し、全て陰性を確認しました。</p> <p><b>【効 果】</b> 抗体検査により、農家へのウイルスの侵入を監視しています。ウイルスの監視により、鳥インフルエンザを早期発見し、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
年4回抗体検査することを目標にしています。 (対象:千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)						
<b>参 考</b>						
担当課						
畜産課						



数値目標 ⑳【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数（回／年）	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比:100%)	1 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p><b>【取組内容】</b>            家畜保健衛生所が口蹄疫等重大な伝染病発生予防のため、家畜の健康状態等の飼養状況を確認するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。</p> <p><b>【効果】</b>            飼養衛生管理の向上により、安心・安全な畜産物生産に寄与することが出来る。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象：偶蹄類飼養農家 全208戸)					
<b>参 考</b>					
<p>担当課 畜産課</p>					

#### 4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進するとともに、その取組を積極的に情報発信します。

##### (1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

##### 数値目標 ③③【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
GAP手法 導入農家数 (戸)	552	650	計画 (累計)	1,000	1,250	1,500
			実績 (累計)	1,037 (計画比:104%)	1,120 (計画比:90%)	1,170 (計画比:78%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
○農業改良普及員やJA営農指導員に対し、府とJAグループが共同でGAP指導者育成研修を実施し(8/3~4、11/11~13)、GAP推進を行う指導者を育成(累計140名)						
○GAP指導者が産地や生産組織での取組を支援することにより、農家でのGAP導入を推進。						
<b>数値目標の考え方</b>						
単年度毎に、5産地で、のべ250名の増加を設定しています。						
<b>参 考</b>						
<b>農業生産行程管理手法 (GAP)</b>						
担当課	GAP手法 (Good Agriculture Practice) とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次作に活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」(プロセスチェック手法)のこと。					
農産課	GAP手法は、「農産物の安全確保」だけでなく、「環境保全」「農産物の品質と信頼の向上」「労働安全の確保」等に有効な手法であり、多くの産地、農業者がこの手法を取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、消費者・食品業者等の信頼確保につながる。					

数値目標 ③④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
事業者による 残留農薬 自主検査 【茶】(検体 /年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	18 (計画比: 90%)	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>                      ○府内各生産現場から集荷された「荒茶」について、残留農薬分析を実施</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
産地ごとに生産される茶種別に残留農薬分析を実施します。						
<b>参 考</b>						
<p>担当課 農産課</p>						

数値目標 ③⑤

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬講習会の 開催数(回/ 年)	6	6	計 画	6	6	6
			実 績	6 (計画比:100%)	6 (計画比:100%)	6 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            対象：農薬販売者及び使用者、防除業者等            内容：農薬の適正使用及び適切な管理に向けての注意喚起等</p> <p>実施状況</p> <p>【山城局】 10月 1日            【中丹局】 10月21日            【南丹局】 10月23日            【丹後局】 10月23日            【本 庁】 8月27日、12月17日            のべ454人参加</p> <p><b>【効果】</b>            関係者に対し、直接、最新の情報や農薬の使用・管理上の留意事項を伝えるなど注意喚起をすることができた。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内の農薬取扱業者及び農薬管理指導士が最新情報を入手するとともに講習会を契機に改めて事故防止の日常の点検指導等ができることを目標とします。						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ③⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
農薬管理指導士の認定者数 (実人数(人))	793	815	計画	800	850
			実績	790 (計画比:99%)	793 (計画比:93%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p><b>【取組内容】</b>            農薬安全使用を推進するリーダーとして、農産物直売所構成員、防除業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を農薬管理指導士として認定。            (27年度新規認定者:37名)            認定後も、更新時に講習会受講を義務づけ、資質向上の支援に努めている。</p>					
<p><b>【効果】</b>            農薬管理指導士の活躍で、農薬使用者(家庭菜園等に取り組む府民を含む。)の農薬の適正使用が図られており、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>今後、農産物直売所運営者中心に認定者の増加を図り、適正使用による危害防止を目標とします。</p>					
<b>参 考</b>					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ③7

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	25	25	計画	25	25	25
			実績	25 (計画比:100%)	25 (計画比:100%)	25 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 府内の養殖業者に対し、毎月、給餌及び動物用医薬品使用の方法等について聞きとるとともに、資料等を配付し、適正な医薬品の使用について普及啓発した。</p> <p><b>【効果】</b> 医薬品の不適切な使用等はなく、安心・安全な水産物が生産・流通されている。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
<b>参 考</b>						
担当課						
水産課						

数値目標 ③⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
二枚貝生産者 への巡回指導 件数(件/年)	15	15	計 画	15	15	15
			実 績	15 (計画比:100%)	15 (計画比:100%)	15 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 「丹後とり貝」や「育成岩がき」等の二枚貝生産者に対して、毎月、出荷基準に基づいた規格の選別や、安全性の検査等を指導した。</p> <p><b>【効果】</b> その結果、毒化した貝の流通はなく、安全性の確保ができた。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜) 4回/年×3ヶ所=12回                  イワガキ養殖 2回/年 = 2回                  その他貝類養殖 1回/年 = 1回 <u>合計15回</u></p>						
<b>参 考</b>						
<p>担当課 水産課</p>						

数値目標 ③⑨

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数 (件/年)	5,700	5,700	計画	5,700	5,700	5,700
			実績	5,700 (計画比:100%)	5,700 (計画比:100%)	5,700 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>食品関連業者の自主的な衛生管理を推進するために、事業者リーダーが保健所と連携しながら、地域で営業する飲食店等を巡回して衛生状態の点検を行い、指導・助言を実施。取り組みに当たっては、フードスタンプやATPなどの検査機器を活用しながら専門的な指導を行う。</p> <p>併せて、誤表示防止のために食品表示の点検を実施。</p> <p>また、府民向けに食中毒予防の啓発を実施（啓発資材の配布や、講習会の開催等）。</p>						
フードスタンプ				ATP検査機器		
						
<b>数値目標の考え方</b>						
24年度の飲食店等巡回指導件数の実績値(5,500)に、府民向け啓発件数を加えて数値目標を設定。						
<b>参 考</b>						
<b>食品衛生推進員（京の食”安全見張り番”）</b>						
担当課	食品衛生の向上に熱意と見識を有し、社会的信望がある者として（公社）京都府食品衛生協会から推薦を受け、食品衛生法に基づき知事が委嘱。食品関連業者の自主的な衛生管理の推進を図るとともに、消費者からの相談に対応。					
生活衛生課	<p><b>食品衛生指導員</b></p> <p>（公社）日本食品衛生協会が行う指導員養成教育課程等を終了した者で、食品衛生協会活動の中核として、営業施設に対して巡回指導などにより自主的な管理体制の確立を促進し、消費者に対して食品衛生思想の普及活動を実施。</p>					



数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	63	112	計(累計)	100	138	163※2
			実(累計)	117 (計画比: 117%)	129※1 (計画比: 94%)	138※1 (計画比: 85%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容・効果】</b></p> <p>府内学校給食調理場においては学校給食衛生管理基準等に基づく衛生管理が図られているが、衛生管理に関する研修会や巡回指導において、特に調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることを重点的に指導すること等により、改善を図ってまいりたい。</p> <p>※1 文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査にあわせ実施する調査によって毎年5月1日現在の状況を把握している。 従って、現時点の最新数値である平成27年5月1日時点の数値を記入している。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。</p> <p>※2 小中学校の統廃合に伴う給食調理施設数(平成27年度)</p>						
<b>参 考</b>						
<p>学校給食法第9条第1項に規定された学校給食衛生管理基準(平成21年4月1日)に基づく調理作業工程表及び作業動線図による衛生管理の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調理作業を衛生的、効率的に行うことができる。</li> <li>掛け持ち作業による汚染の広がり(二次汚染)を防ぐことができる。</li> <li>汚染度の高い食品(肉・魚・卵など)と汚染させたくない食品(非加熱食品や和え物など)の交差を防ぐことにより汚染の広がりを防ぐことができる。</li> </ul>						
担当課						
保健体育課						

(2) 安心感向上のための取組

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																						
			25年度	26年度	27年度																				
鶏卵・鶏肉トレサビリティシステムPR活動 (回/年)	—	—	計画	7	10																				
			実績	7 (計画比:100%)	14 (計画比:140%)																				
<b>取組内容とその効果</b>																									
<b>【取組内容】</b>																									
<p>家畜保健衛生所の施設公開等でのシステムの解説、イベントでのQRコードと連動したトレサビリティ情報検索体験の展示により、本システムのしくみや重要性をわかりやすく情報提供した。また、ホームページで、トレサビリティに取り組む京都府内の養鶏農場の紹介とともに、トレサビリティについて情報発信した。</p> <p>参加者からは、「店頭でも試してみる」、「トレサビリティは学校でも習うので、大変参考になった」等の反応があった。</p> <p>〈府民との交流等〉</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>取り組み</th> <th>場所</th> <th>対象・人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/6</td> <td>施設公開</td> <td>中丹家畜保健衛生所</td> <td>小学生親子 65名</td> </tr> <tr> <td>2/5</td> <td>食の安心・安全意見交換会</td> <td>京都府庁</td> <td>消費者団体 10名</td> </tr> </tbody> </table>						実施日	取り組み	場所	対象・人数	8/6	施設公開	中丹家畜保健衛生所	小学生親子 65名	2/5	食の安心・安全意見交換会	京都府庁	消費者団体 10名								
実施日	取り組み	場所	対象・人数																						
8/6	施設公開	中丹家畜保健衛生所	小学生親子 65名																						
2/5	食の安心・安全意見交換会	京都府庁	消費者団体 10名																						
<p>〈イベントでのパネル展示・チラシ配布〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>イベント</th> <th>場所</th> <th>来場者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/3</td> <td>京都肉祭</td> <td>京都市役所前</td> <td>約20,000名</td> </tr> <tr> <td>10/30~</td> <td>京野菜フェスティバル(3日間)</td> <td>梅小路公園</td> <td>約90,000名</td> </tr> <tr> <td>11/15</td> <td>絆フェスティバル</td> <td>舞鶴市</td> <td>約4,800名</td> </tr> <tr> <td>11/28・29</td> <td>農林水産フェスティバル</td> <td>パルスプラザ</td> <td>約49,000名</td> </tr> </tbody> </table>						実施日	イベント	場所	来場者	10/3	京都肉祭	京都市役所前	約20,000名	10/30~	京野菜フェスティバル(3日間)	梅小路公園	約90,000名	11/15	絆フェスティバル	舞鶴市	約4,800名	11/28・29	農林水産フェスティバル	パルスプラザ	約49,000名
実施日	イベント	場所	来場者																						
10/3	京都肉祭	京都市役所前	約20,000名																						
10/30~	京野菜フェスティバル(3日間)	梅小路公園	約90,000名																						
11/15	絆フェスティバル	舞鶴市	約4,800名																						
11/28・29	農林水産フェスティバル	パルスプラザ	約49,000名																						
<p>〈ホームページでの情報発信〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/6</td> <td>「クックパッド京都府公式キッチン」にて、府内産の卵とともにトレサビリティ卵について情報発信</td> </tr> <tr> <td>2/5</td> <td>「京のこだわり畜産物生産農場」フェイスブックにて、トレサビリティ卵について情報発信</td> </tr> </tbody> </table>						実施日	内容	8/6	「クックパッド京都府公式キッチン」にて、府内産の卵とともにトレサビリティ卵について情報発信	2/5	「京のこだわり畜産物生産農場」フェイスブックにて、トレサビリティ卵について情報発信														
実施日	内容																								
8/6	「クックパッド京都府公式キッチン」にて、府内産の卵とともにトレサビリティ卵について情報発信																								
2/5	「京のこだわり畜産物生産農場」フェイスブックにて、トレサビリティ卵について情報発信																								
<p>〈実需者への情報発信〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/27~ (8回)</td> <td>飲食店を訪問し、トレサビリティに取り組む農場と併せて、トレサビリティ卵を紹介(飲食店 5店舗、製菓店 1店舗)</td> </tr> </tbody> </table>						実施日	内容	11/27~ (8回)	飲食店を訪問し、トレサビリティに取り組む農場と併せて、トレサビリティ卵を紹介(飲食店 5店舗、製菓店 1店舗)																
実施日	内容																								
11/27~ (8回)	飲食店を訪問し、トレサビリティに取り組む農場と併せて、トレサビリティ卵を紹介(飲食店 5店舗、製菓店 1店舗)																								
<b>【今後の対応】</b>																									
<p>引き続き、消費者や実需者にトレサビリティに関する情報を発信するとともに、消費者や実需者の声を踏まえて、より効果的なトレサビリティのあり方について検討します。</p>																									
<b>数値目標の考え方</b>																									
<p>鶏卵・鶏肉に関する府民の食の安心・安全を高めることが出来るようトレサビリティシステムのPR活動を行います。</p>																									
<b>参 考</b>																									
<b>トレサビリティシステム</b>																									
担当課 畜産課	<p>記録の追跡により、ある商品の流通経路が確認できる状態をいいます。食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。</p>																								

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 においてワン ランク上の品 質管理プログ ラムを策定す る業種の数	—	—	計(累計) 画	3	6	10
			実 績(累計)	3 (計画比: 100%)	6 (計画比: 100%)	10 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            ☆☆基準の取組に意欲的な業界組合と連携し、各業種ごとの品質管理プログラムを策定します。</p> <p>(27年度策定)            ・豆腐 ・納豆 ・惣菜 ・かまぼこ</p> <p>(26年度策定)            ・パン ・漬物 ・湯葉</p> <p>(25年度策定)            ・鶏卵 ・珈琲 ・茶</p> <p>(参考)            ☆☆基準での新たな取組            ・原材料のトレーサビリティの確保            ・コンプライアンスの取組            ・クレーム・回収対応の体制整備</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
事業者がワンランク上の品質管理にスムーズに取り組めるよう、業種ごとのプログラムづくりを着実に進めます。						
<b>参 考</b>						
<p><b>きょうと信頼食品登録制度</b>            府が定める一定の水準より高い品質管理を行い、生産・製造情報を開示できる食品等を府が登録するとともに、府民に当該情報等を提供することにより、府内で生産・製造される食品の安全性及び府民の安心感を高める。            登録基準は、☆クラス(第1段階)～☆☆☆クラス(第3段階)で、☆☆☆クラスは国等が制定した制度による認証・認定を受けた食品</p>						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 において現行 の品質管理プ ログラムによ り登録する事 業所数(店)	52	57	計画 (累計)	60	70	80
			実績 (累計)	60 (計画比: 100%)	63 (計画比: 90%)	64 (計画比: 80%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>国のHACCPシステム普及の動きを受けて、事業者においてこの制度に対する関心が高まっており、業界組合と連携し、事業者に対する説明会や登録を希望する事業者に対しては、個別にアドバイスをを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界組合への説明(漬物、蒲鉾、豆腐、お茶)</li> <li>・新たな業種への対応のため、基準の作成(ソース、冷凍麺)</li> </ul> <p>上の実績に加え、7事業者から登録希望があり対応中。</p> <p>併せて、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、消費者の交流・意見交換を行う「食の安心・安全フォーラム」の開催等により消費者へのPRを推進しました。(平成28年1月開催)</p> <p><b>【課題と今後の取組】</b></p> <p>各企業における申請書類の整備や管理記録の体制づくりが課題であるので、個々の企業の体制作り等からアドバイスすることで、登録数を増やしていく。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
一定水準の品質管理を行う事業所数を増やしていくことにより、京都で生産・製造される食品の安心感を高めます。						
<b>参 考</b>						
消費者団体との意見交換会等での意見を受けて、京都市の類似制度との調整について、府市での検討を開始。						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																		
			25年度	26年度	27年度																
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	—	—	計(累計)	3	6	10															
			実績(累計)	1 (計画比: 33%)	3 (計画比: 50%)	5 (計画比: 50%)															
<b>取組内容とその効果</b>																					
<p><b>【取組内容】</b>            各業界組合を対象に説明・意見交換を行い、各業種の実情に沿った☆☆基準の品質管理プログラムを策定することにより、事業者が取り組みやすくなるよう推進を図ります。</p> <p>&lt;27年度登録業種&gt;            漬物、茶</p> <p>&lt;25、26年度登録業種&gt;            珈琲、パン、茶</p> <p><b>【課題と今後の取組】</b>            ☆☆☆基準(HACCP相当)まで視野に入れ、直接事業所に赴き☆☆基準→☆☆基準→☆☆☆基準とステップアップしたプランをイメージして提案、助言するなどのフォローを行うことにより、登録できるようにします。</p>																					
<b>数値目標の考え方</b>																					
事業者の品質管理水準の向上をサポートし、ワンランク上の品質管理を行う事業所を増やしていきます。																					
担当課	参 考																				
食の安心・安全推進課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>②6年度末</th> <th>②7年度末</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆クラス</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td>+1 新規登録 -2 ☆☆へのランクアップ</td> </tr> <tr> <td>☆☆クラス</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>+2 ☆からのランクアップ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						②6年度末	②7年度末	説 明	☆クラス	60	59	+1 新規登録 -2 ☆☆へのランクアップ	☆☆クラス	3	5	+2 ☆からのランクアップ	計	63	64	
	②6年度末	②7年度末	説 明																		
☆クラス	60	59	+1 新規登録 -2 ☆☆へのランクアップ																		
☆☆クラス	3	5	+2 ☆からのランクアップ																		
計	63	64																			

(3) 環境に配慮した食品生産等

数値目標 ④⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
京都こだわり農法取組面積 (ha)	409	420	計画(累計)	430	445	460
			実績(累計)	470 (計画比:109%)	511 (計画比:115%)	511 (計画比:111%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>本庁及び広域振興局等が農業団体と連携して、年間を通じて計画的にJAや生産者組織への支援・推進を行っています。</p> <p>〈具体例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置)</li> <li>○パイプハウス、生産管理機械等の生産基盤の整備</li> <li>○産地づくりを推進する組織(特産物育成協議会)の活動支援</li> <li>○京都こだわり農法に基づき生産されたブランド京野菜等の認証システム運営</li> </ul>						
<b>数値目標の考え方</b>						
平成23年度の出荷量(2,265t、409ha)を、平成27年度までに100t増加するために必要な面積を年度ごとに按分しています。						
<b>参 考</b>						
<b>京都こだわり農法</b>						
担当課	たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と、天敵の利用など新しい技術を組み合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式。					
農産課						

数値目標 ④⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
エコファーマー認定件数(件)	992	1,065	計画(累計)	1,200	1,300	1,400
			実績(累計)	1,164 (計画比:97%)	1,213 (計画比:93%)	1,283 (計画比:91%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 本庁及び広域振興局等が市町村等と連携して、年間を通じて計画的に生産者への支援・推進を行っています。</p> <p><b>〈具体例〉</b> ○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置) ○化学肥料・化学合成農薬を地域慣行の5割以上削減したうえで、さらに環境保全や生物多様性に効果のある営農活動に取り組む農業者を支援(環境保全型農業直接支援対策 H27実績 72組織、507ha)</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
平成23年度実績を基準に、国の政策目標(平成26年度の累積新規認定件数34万件)を勘案し、京都府シェアを維持する数値を目標としています。						
<b>参 考</b>						
<b>エコファーマー</b>						
担当課	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりと、化学肥料や化学合成農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。					
農産課	<p><b>環境保全型農業直接支援対策</b> 農業がもつ「環境保全機能」を一層発揮させることを目的に、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果の高い営農活動に取り組む農業者に、取組に伴う「係り増し経費」を直接支援。</p> <p>(支援内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則慣行の5割以上低減</li> <li>2 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動(※) 1と2をセットで取り組む場合 10a当たり3,000~8,000円を支援</li> </ol> <p>(※)カバークロップ(緑肥のすき込み)、たい肥施用、有機栽培、 リッピングマルチ(主作物の畝間に麦などを植え付け)、草生栽培、 冬期湛水</p>					

数値目標 ④7

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
特別栽培米 の栽培面積 (ha)	794	875	計 (累計 計画)	900	950	1,000
			実 (累計 実績)	900 (計画比:100%)	1,048 (計画比:110%)	1,049 (計画比:105%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>○「特別栽培米産地づくり事業」等の実施により、特別栽培米の生産に必要な機械の導入を支援</p> <p>〈支援内容〉</p> <p>対象者 特別栽培米生産部会、農業法人等</p> <p>対象機械 温湯種子消毒機、除草アタッチ付き多目的田植機、色彩選別機、コンバイン等</p> <p>5件：助成額7,000千円</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>水稻生産量のうち、一般流通米の2割程度の栽培面積を目標として設定しています。</p>						
<b>参 考</b>						
<b>特別栽培米</b>						
担当課	<p>国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に基づき、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域慣行の50%以上低減し、さらに、確認責任者の確認を受けた米のこと。</p>					
農産課						



数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	25	25	計画	25	25	25
			実績	25 (計画比:100%)	25 (計画比:100%)	25 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 過密養殖等による、周辺環境の悪化を防止するため、毎月、府内の養殖業者を訪問し、養殖密度等を確認・指導した。</p> <p><b>【効果】</b> その結果、過密養殖状態の養殖場は無く、適正な管理が行われていた。また、適正管理に関する意識向上が図られた。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
<b>参 考</b>						
養殖場で過密養殖等を行うと、給餌量の増加や、病気の発生による薬品の使用などが発生し、周辺環境の悪化を引き起こす可能性があるため、適正な収容密度で管理する必要がある。						
<b>担当課</b>						
水産課						

